# 国安心こども基金管理運営要領(令和5年 12 月1日改正) 道要綱改正前 道要綱改正後 道要綱改正後

別添35

#### 子育て短期支援整備事業

## 1 事業の目的

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第3項に規定する市町村が実施する子育て短期支援事業(別添12の「子育て短期支援臨時特例事業」を含む。以下同じ。)の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用の一部を補助することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

# (1) 事業内容

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設(以下、施設という。)において、子育て短期 支援事業を実施するための専用の挙施設を整備するための費用の一部を補助する。

(2) 事業の実施主体

市町村

- (3)整備対象施設の設置主体(事業者) 市町村又は市町村が適当と認めた者
- (4) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

#### 3 補助基準額・補助率等

# (1)補助基準額

1) 補助基準額		
種目	補助基準額	
本体工事	定員 1 人当たり 2,638,000円	
初度設備相当加算	定員1人当たり 104,000円	
特殊附帯工事	1 施設当たり 18,097,000円	
地域交流スペース加算	1 施設当たり 13, 218, 000円	
解体撤去工事	定員 1 人当たり 131,000円	
仮設施設整備工事	定員 1 人当たり 236,000円	

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保 育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成 事第423号)を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(令和5年8月22日こ成事第435号)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

別添11

#### 子育て短期支援整備事業

1 (略)

2 (略)

- 3 補助基準額・補助率等
- (1)補助基準額

(	1) 補助基準額		
	種目	補助基準額	
	本体工事	定員1人当たり <u>2,638</u> 千円	
	初度設備相当加算	定員1人当たり <u>104</u> 千円	
	特殊附帯工事	1 施設当たり 18,097 千円	
	地域交流スペース加算	1 施設当たり 13,218 千円	
	解体撤去工事	定員1人当たり <u>131</u> 千円	
	仮設施設整備工事	定員1人当たり <u>236</u> 千円	
	仮設施設整備工事	定員1人当たり <u>236</u> 千円	

- ※ (略)
- ※ 特殊附帯工事については、「<u>次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて</u>」(<u>令和5年8月22日こ成</u>事第423号)を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(<u>令和5年8月22日こ成事第435号</u>)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

別添11

#### 子育て短期支援整備事業

## 1 事業の目的

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第3項に規定する市町村が実施する子育で短期支援事業(別添12の「子育で短期支援臨時特例事業」を含む。以下同じ。)の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、子育で短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育で短期支援事業専用の居室の整備に要する費用の一部を補助することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

#### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設(以下、施設という。)において、子育て短期 支援事業を実施するための専用の挙施設を整備するための費用の一部を補助する。

(2) 事業の実施主体

市町村

- (3)整備対象施設の設置主体(事業者) 市町村又は市町村が適当と認めた者
- (4) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

- 3 補助基準額・補助率等
- (1)補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	定員1人当たり <u>2,416</u> 千円
初度設備相当加算	定員1人当たり <u>96</u> 千円
特殊附帯工事	1 施設当たり <u>16,572</u> 千円
地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>12, 104</u> 千円
解体撤去工事	定員1人当たり <u>120</u> 千円
仮設施設整備工事	定員1人当たり <u>217</u> 千円

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「<u>次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて</u>」(<u>平成20年6月12日雇児発第0612004号</u>)を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(<u>平成20年6月12日雇児発第0612008号</u>)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

- ※ 豪雪地帯対策特別措置法 (昭和37年法律第73号) 第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号) 第1条に規定された奄美群島、離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和44年法律第79号) 第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号) 第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額 (地域交流スペースを除く) に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)
- (2)補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(3)補助対象事業(整備区分)

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等(その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。)

## 4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工
	事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗
	品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額
	は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とす
	る。以下同じ)。
	ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途
	交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費
	には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認めら
	れる購入費等を含む(以下同じ。)。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する
加算	整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号こども家庭庁
	成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域
	福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備
	について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事
	請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に
び仮設施設整備工	必要な賃借料、工事費又は工事請負費
事費(改築・大規模	
修繕等の場合が対	
象)	
※ 大規模修繕等につい	
ては、仮設施設整備工事	
費のみ対象	

## 5 留意事項

- (1) 次に掲げる費用については、対象としない。
  - ① 土地の買収又は整地に関する費用
  - ② 既存の建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的

- ※ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域又は離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、基準額(地域交流スペースを除く)に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)
- (2)(略)
- (3)(略)
- 4 (略)

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工
	事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗
	品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額
	は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とす
	る。以下同じ)。
	ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途
	交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費
	には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認めら
	れる購入費等を含む(以下同じ。)。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する
加算	整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号こども家庭庁
	成育局長通知 「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域
	福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備
	について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事
	請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に
び仮設施設整備工	必要な賃借料、工事費又は工事請負費
事費(改築・大規模	
修繕等の場合が対	
象)	
※ 大規模修繕等につい	
ては、仮設施設整備工事	
費のみ対象	

## 5 留意事項

- (1)次に掲げる費用については、対象としない。
  - ① 土地の買収又は整地に関する費用
  - ② 既存の建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
  - ③ 職員の宿舎に要する費用
  - ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

- ※ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指 定された特別豪雪地域又は離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定 に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、基準額(地域 交流スペースを除く)に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小 数点以下切捨て。)
- (2)補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(3)補助対象事業(整備区分)

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等(その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。)

## 4 対象経費

4 刈豕杵貫	
   種目 	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工
	事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗
	品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額
	は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とす
	る。以下同じ)。
	ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途
	交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費
	には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認めら
	れる購入費等を含む(以下同じ。)。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する
加算	整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号
	<u>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u> 「次世代育成支援対策施
	設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース
	(地域交流スペース)の整備について」に定める基準に適合する
	整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に
び仮設施設整備工	必要な賃借料、工事費又は工事請負費
事費(改築・大規模	
修繕等の場合が対	
象)	
※ 大規模修繕等につい	
ては、仮設施設整備工事	
費のみ対象	

## 5 留意事項

- (1)次に掲げる費用については、対象としない。
  - ① 土地の買収又は整地に関する費用
  - ② 既存の建物の買収 (既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。) に要する費用
  - ③ 職員の宿舎に要する費用
  - ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用
- (2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、こども家庭庁又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局に事前に相談すること。
- (3)「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。
- (2) この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>こども家庭庁</u>所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号</u>「<u>こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について</u>」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。
- (3)「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(令和5年8月22日 こ成事第370号 とも家庭庁長官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること
- (2) この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>厚生労働省</u>所管<u>一般会計</u>補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>平成20年4月</u>17日雇児発第0417001号「<u>厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について</u>」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。
- (3)「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(平成20年6月12日厚生労働省発 雇児第0612001号厚生労働省事務次官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。

国安心こども基金管理運営要領(令和5年12月1日改正)	道要綱改正後	道要綱改正前
別添36 別添	12(略)	別添 1 2
子育て短期支援臨時特例事業		子育て短期支援臨時特例事業
1 事業の目的		1 事業の目的
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第3項に規定する市町村が実施す		児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第3項に規定する市町村が実施す
る子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたとき		る子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたとき
に安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化		に安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化
する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施すること等により、これらの児		する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施すること等により、これらの児
童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。		童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。
2 事業の内容		2 事業の内容
以下(1)~(4)の事業を地域の実情に応じて選択して実施する。		以下(1)~(4)の事業を地域の実情に応じて選択して実施する。
(1)専用人員配置支援		(1)専用人員配置支援
① 事業内容		① 事業内容
子育て短期支援事業の実施に当たり、専従の職員を配置し、正当な理由なく利用		子育て短期支援事業の実施に当たり、専従の職員を配置し、正当な理由なく利用
を断らない実施施設等に体して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う。		を断らない実施施設等に体して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う。
② 実施要件		② 実施要件
ア 本事業の対象となる施設は、「子育て短期支援事業の実施について」(平成26		ア 本事業の対象となる施設は、「子育て短期支援事業の実施について」(平成26年
年5月29日雇児発0529第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)		5月29日雇児発0529第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(以
(以下、子育て短期支援事業実施要綱という。) に基づき、市町村から事業の委託		下、子育て短期支援事業実施要綱という。)に基づき、市町村から事業の委託を受
を受けた施設であって、次の要件のいずれも満たす施設とする。		けた施設であって、次の要件のいずれも満たす施設とする。
(ア) 子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているに		(ア) 子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているに
もかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受入を拒否しないこと。		もかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受入を拒否しないこと。
(イ) 子育て短期支援事業に専従職員として、1名以上を配置すること(施設入		(イ) 子育て短期支援事業に専従職員として、1 名以上を配置すること (施設入所
所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。)。		児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。)。
イ 専用人員配置支援の対象となる施設は、道、児童相談所、市町村、要保護児童		イ 専用人員配置支援の対象となる施設は、道、児童相談所、市町村、要保護児童対
対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。		策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。
(2)親子入所等支援		(2)親子入所等支援
① 事業内容		① 事業内容
レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な		レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な
親子を短期間受け入れ、利用する親子に対して以下の支援を行う。		親子を短期間受け入れ、利用する親子に対して以下の支援を行う。
・ 保護者のレスパイト・ケア支援		ア 保護者のレスパイト・ケア支援
・ 児童の養育方法・関わり方、その他家庭に関する不安・悩み等の相談支援		イ 児童の養育方法・関わり方、その他家庭に関する不安・悩み等の相談支援
<ul><li>子育て等の協働による保護者のエンパワメント支援</li></ul>		ウ 子育て等の協働による保護者のエンパワメント支援
・ その他、親子支援に資する取組		エーその他、親子支援に資する取組
② 対象者		② 対象者
保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアを希望する家庭や、保護者のレスパイト・		保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアを希望する家庭や、保護者のレスパイト・
ケアとあわせて児童との関わり方や養育方法について支援が必要な家庭の他、親子		ケアとあわせて児童との関わり方や養育方法について支援が必要な家庭の他、親子
で利用することが必要であると市町村が認めた家庭。		で利用することが必要であると市町村が認めた家庭。
③ 実施施設等		③ 実施施設等
本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であ		本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であ
って、親子支援を適切に行うことができる施設等とする。		って、親子支援を適切に行うことができる施設等とする。
④ 実施要件		④ 実施要件
利用日数については、実施主体となる市町村が、支援を必要とする家庭に対して、		利用日数については、実施主体となる市町村が、支援を必要とする家庭に対して、
家庭が抱える課題や意向を丁寧に確認し、支援ニーズに基づいて決定すること。		家庭が抱える課題や意向を丁寧に確認し、支援ニーズに基づいて決定すること。
(3)入所希望児童支援		(3)入所希望児童支援
① 事業内容		① 事業内容
保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受		保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受

け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認 し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する。

② 対象者

養育環境に課題のある家庭で暮らす児童であって、児童自身が一時的な利用を希望する児童

③ 実施施設等

本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であって、児どの保護を適切に行うことができる施設等とする。

- 4) 実施要件
- ア 児童が直接又は関係機関を通じて、市町村を介さずに実施施設等に利用相談した場合
  - (ア) 実施施設等は、児童から利用の相談を受けた場合には、児童の意向を確認 し、当該児童の安全を最優先に考慮したうえで、受入の可否を行うこと。
  - (イ) 実施施設等が児童を受け入れた場合には、速やかに、当該児童の居住市町 村及びその保護者に対して、児童の状況等の連絡を行うこと。その際、児童 を一時的に受け入れることについて、保護者の同意を取ること。
  - (ウ) 実施施設等は、保護者の同意が得られない場合であって、本事業による受入を行わないと児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、当該児童の居住市町村に連絡を行い、連絡を受けた市町村は児童相談所とも連携のうえ、一時保護も含めて必要な支援を行うこと。
  - (エ) 受入を行った実施施設等は、市町村・関係機関と連携し、家庭・養育環境の状況把握を行うこと。
  - (オ)市町村は、受入を行った実施施設等と連携し、児童の意向や家庭・養育環境の状況を勘案して利用日数を決定するとともに、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。
- イ 児童が直接又は関係機関を通じて市町村に相談した場合
  - (ア) 市町村は、直接又は関係機関を通じて、児童から利用の相談を受けた場合には、当該児童の意向や家庭・養育環境の状況を丁寧に確認し、本事業の利用が必要である場合には、市町村は受け入れ可能な実施施設等の調整を行うこと。その際、受け入れ可能な実施施設等と調整し、支援を希望する児童の送迎について、適切な配慮を行うこと。
  - (イ)利用の調整を行った市町村は、当該児童の保護者に対して、受け入れ先の 実施施設等や利用日数等の必要な情報提供を行い、一時的な児童の受け入れ について保護者の同意を取ること。その際、家庭・養育環境の状況把握に努 め、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な 支援策の検討を行うこと。
- (ウ) 利用の調整を行った市町村は、保護者の同意が得られない場合であって、 児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、児童相談所とも連携 のうえ、一時保護の検討を行うこと。
- ウ その他
  - (ア)受け入れ期間は過度に長期間とならないよう、児童及びその保護者の関係 改善に向けた調整に努めること。
  - (イ)本事業の実施施設等は、市町村、道、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、児童の意向家庭・養育環境の状況を踏まえ、必要に応じて他の支援につなぐこと。
  - (ウ) 受入を行った実施施設等は、児童にとって安心・安全な居場所となるよう、 生活環境の配慮に努めること。
  - (エ)本事業を利用する児童が出来る限り、日常的な学校生活が送れるよう、必要に応じて通学の際の送迎支援を行うこと。

け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認 し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する。

#### ② 対象

養育環境に課題のある家庭で暮らす児童であって、児童自身が一時的な利用を希望する児童

#### ③ 実施施設等

本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であって、児どの保護を適切に行うことができる施設等とする。

#### ④ 実施要件

ア 児童が直接又は関係機関を通じて、市町村を介さずに実施施設等に利用相談した場合

- (ア)実施施設等は、児童から利用の相談を受けた場合には、児童の意向を確認 し、当該児童の安全を最優先に考慮したうえで、受入の可否を行うこと。
- (イ)実施施設等が児童を受け入れた場合には、速やかに、当該児童の居住市町 村及びその保護者に対して、児童の状況等の連絡を行うこと。その際、児童 を一時的に受け入れることについて、保護者の同意を取ること。
- (ウ) 実施施設等は、保護者の同意が得られない場合であって、本事業による受入を行わないと児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、当該児童の居住市町村に連絡を行い、連絡を受けた市町村は児童相談所とも連携のうえ、一時保護も含めて必要な支援を行うこと。
- (エ)受入を行った実施施設等は、市町村・関係機関と連携し、家庭・養育環境の状況把握を行うこと。
- (オ)市町村は、受入を行った実施施設等と連携し、児童の意向や家庭・養育環境の状況を勘案して利用日数を決定するとともに、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。
- イ 児童が直接又は関係機関を通じて市町村に相談した場合
  - (ア) 市町村は、直接又は関係機関を通じて、児童から利用の相談を受けた場合には、当該児童の意向や家庭・養育環境の状況を丁寧に確認し、本事業の利用が必要である場合には、市町村は受け入れ可能な実施施設等の調整を行うこと。その際、受け入れ可能な実施施設等と調整し、支援を希望する児童の送迎について、適切な配慮を行うこと。
  - (イ)利用の調整を行った市町村は、当該児童の保護者に対して、受け入れ先の 実施施設等や利用日数等の必要な情報提供を行い、一時的な児童の受け入れ について保護者の同意を取ること。その際、家庭・養育環境の状況把握に努 め、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な 支援策の検討を行うこと。
  - (ウ) 利用の調整を行った市町村は、保護者の同意が得られない場合であって、 児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、児童相談所とも連携 のうえ、一時保護の検討を行うこと。

#### ウ その他

- (ア)受け入れ期間は過度に長期間とならないよう、児童及びその保護者の関係 改善に向けた調整に努めること。
- (イ)本事業の実施施設等は、市町村、道、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、児童の意向家庭・養育環境の状況を踏まえ、必要に応じて他の支援につなぐこと。
- (ウ)受入を行った実施施設等は、児童にとって安心・安全な居場所となるよう、 生活環境の配慮に努めること。
- (エ)本事業を利用する児童が出来る限り、日常的な学校生活が送れるよう、必要に応じて通学の際の送迎支援を行うこと。

- (オ) 受入を行った実施施設等は、児童のケアを行うとともに、市町村や関係機関と連携して、保護者の抱える課題や意向を丁寧に確認し、親子関係の改善に向けた調整を行うこと。
- (カ) 市町村は、支援を終結する際は、当初想定した利用日数をもって一律に終結するのではなく、直近の保護者・家庭の状況や子どもの意向を十分に勘案したうえで終結させること。保護者・家庭の状況や子どもの意向を踏まえ、支援を終結させることが適当でないと判断した場合には、利用日数の延長を行うとともに、必要に応じて、児童相談所とも連携のうえ一時保護の検討を行うこと。

#### (4) 利用者負担軽減支援

#### ① 事業内容

(2)及び(3)に規定する支援の利用を希望する家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する。

#### ② 対象者

- (2) 及び(3) による支援を受けている児童の保護者であって、以下のいずれかに該当する保護者。
- ア 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第14 号)第6条第1項に規定する被保護者)
- イ 住民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税 法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者(ア に掲げる者を除く。))
- ウ 住民税所得割課税額 77, 101 円未満世帯(年収360万円未満世帯相当)(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(以下、市町村民税所得割合算額という。)が77,101円未満である者(ア及びイに掲げる者を除く。))
- エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる 世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童 及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、子育て短期支援事業の利用 を促した者であって、子育て短期支援事業に係る利用者負担額を軽減すること が適当であると認められる世帯 (アからウに掲げる者を除く。)

## ③ 実施要件

- ア 所得の把握については、保護者の同意を得た上で、他の支援利用に伴い把握 した所得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担となら ない形で運用することとして差し支えない。
- イ 補助対象とする利用料には施設利用中の食事代を含めて差し支えない。
- ウ ②イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。
- ④ 子育て短期支援事業の実施者による代理請求・代理受領について

市町村は、子育で短期支援事業の実施者に対して、あらかじめ②に定める対象者 から同意を得た上で通知し、対象者が当該実施者に支払うべき利用者負担額に対し て対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該実施者に支払うこ とができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものと みなす。

## 3 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

- (オ)受入を行った実施施設等は、児童のケアを行うとともに、市町村や関係機関と連携して、保護者の抱える課題や意向を丁寧に確認し、親子関係の改善に向けた調整を行うこと。
- (カ) 市町村は、支援を終結する際は、当初想定した利用日数をもって一律に終結するのではなく、直近の保護者・家庭の状況や子どもの意向を十分に勘案したうえで終結させること。保護者・家庭の状況や子どもの意向を踏まえ、支援を終結させることが適当でないと判断した場合には、利用日数の延長を行うとともに、必要に応じて、児童相談所とも連携のうえ一時保護の検討を行うこと。

## (4) 利用者負担軽減支援

#### ① 事業内容

(2) 及び(3) に規定する支援の利用を希望する家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する。

#### 2) 対象者

- (2) 及び(3) による支援を受けている児童の保護者であって、以下のいずれかに該当する保護者。
- ア 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第14 号)第6条第1項に規定する被保護者)
- イ 住民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税 法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者(アに 掲げる者を除く。))
- ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯 (年収360万円未満世帯相当)(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(以下、市町村民税所得割合算額という。)が77,101円未満である者(ア及びイに掲げる者を除く。))
- エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、子育て短期支援事業の利用を促した者であって、子育て短期支援事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯(アからウに掲げる者を除く。)

## ③ 実施要件

- ア 所得の把握については、保護者の同意を得た上で、他の支援利用に伴い把握 した所得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担となら ない形で運用することとして差し支えない。
- イ 補助対象とする利用料には施設利用中の食事代を含めて差し支えない。
- ウ ②イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。
- ④ 子育て短期支援事業の実施者による代理請求・代理受領について

市町村は、子育て短期支援事業の実施者に対して、あらかじめ②に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該実施者に支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該実施者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

## 3 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

## 4 補助基準額・補助率等

- (1)補助基準額
  - ① 専用人員配置支援 1施設当たり 年額6,433千円
  - ② 親子入所等支援延べ利用日数 × 日額 9,580 円
  - ③ 入所希望児童支援 延べ利用日数 × 日額 4.740 円
  - ④ 利用者負担軽減支援
  - ア 生活保護世帯 日額 5,000円
  - イ 住民税非課税世帯 日額 4,000円
  - ウ 住民税所得割課税額 77.101 円未満世帯 日額 3.500 円
  - エ その他、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童の いる世帯 日額 2,500 円
- (2)補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

## 5 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費(消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告費、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

## 6 留意事項

「子ども・子育て支援交付金交付要綱」(令和5年9月7日こ成事第481号こども家庭庁長官通知の別紙)に基づく交付金の補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。

## 6 留意事項

「子ども・子育て支援交付金交付要綱」(令和5年9月7日<u>こ成事第481号こども家庭庁長官通知の別紙</u>)に基づく交付金の補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。

# 4 補助基準額・補助率等

- (1)補助基準額
  - ① 専用人員配置支援 1施設当たり 年額6.433千円
  - ② 親子入所等支援 延べ利用日数 × 日額 9,580 円
  - ③ 入所希望児童支援 延べ利用日数 × 日額4.740円
  - ④ 利用者負担軽減支援
    - ア 生活保護世帯 日額 5,000円
    - イ 住民税非課税世帯 日額 4,000円
    - ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯 日額 3,500 円
    - エ その他、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童 のいる世帯 日額 2,500 円
- (2)補助率

国1/3、道1/3、市町村1/3

## 5 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費(消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告費、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

## 6 留意事項

「子ども・子育て支援交付金交付要綱」(平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知の別紙)に基づく交付金の補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。

別添37

#### 一時預かり利用者負担軽減事業

## 1 事業の目的

保育所等を利用していない家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援 を受けることが重要になっている中で、保護者の疾病や冠婚葬祭といった急な預かりニー ズへの対応だけではなく、保護者の子育てに関する心理的・身体的負担を軽減する目的 も含めた一時預かり事業等の利用を促進することが求められている。

このため、所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等(以下「低所得世帯等」とい う。) における一時預かり事業等の利用者負担を軽減することにより、低所得世帯等の一時 預かり事業等の利用の促進を図り、もってすべての児童の健やかな成長を支援することを 目的とする。

#### 2 事業の内容

## (1) 事業内容

低所得世帯等の児童が、一時預かり事業(「一時預かり事業実施要綱」(「一時預かり事 業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第1 1号)の別紙)に基づき市町村等が実施する一時預かり事業に限る。以下同じ。)及び保 育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業(「多様な保育促進事 業の実施について」(平成29年4月17日雇児発0417第4号)の別紙に基づき市町村等が 実施する事業に限る。以下同じ。)(以下「一時預かり事業等」という。)による支援を受 けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して、その一部を補 助する事業。

## (2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

# (3) 事業の対象となる一時預かり事業

事業の対象となる一時預かり事業は、「一時預かり事業実施要綱」の「4、実施方法」 に定める事業類型のうち、次のアからエに該当する一時預かり事業とする。ただし、「緊 急一時預かり」を除く。

- ア 4 (1) に定める「一般型」
- イ 4(4)に定める「余裕活用型」
- ウ 4 (5) に定める「居宅訪問型」
- エ 4 (6)に定める「地域密着Ⅱ型」

## (4) 事業の対象者

事業の対象者は、一時預かり事業等による支援を受けた児童の保護者であって、次のア からエのいずれかに該当する者とする。

- ア 一時預かり事業等による支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第 14号)第6条第1項に規定する被保護者である場合
- イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第2 26号)の規定による市町村民税を課されない者である場合(①に掲げる者を除く。)
- ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による 市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した(以下「市 町村民税所得割合算額」という。)が7万7.101円未満である場合(①及び②に掲げ る者を除く。))
- エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、 その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者 の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時預かり事業等の利用を促した者であっ

#### 一時預かり利用者負担軽減事業

道要綱改正後

#### 1 事業の目的

別添13(略)

保育所等を利用していない家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援 を受けることが重要になっている中で、保護者の疾病や冠婚葬祭といった急な預かりニー ズへの対応だけではなく、保護者の子育てに関する心理的・身体的負担を軽減する目的も 含めた一時預かり事業等の利用を促進することが求められている。

このため、所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等(以下「低所得世帯等」とい う。) における一時預かり事業等の利用者負担を軽減することにより、低所得世帯等の一時 預かり事業等の利用の促進を図り、もってすべての児童の健やかな成長を支援することを 目的とする。

## 2 事業の内容

## (1) 事業内容

低所得世帯等の児童が、一時預かり事業(「一時預かり事業実施要綱」(「一時預かり事 業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第1 1号)の別紙)及び保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事 業(「多様な保育促進事業の実施について」(平成29年4月17日雇児発0417第4号)の 別紙に基づき市町村等が実施する事業に限る。以下同じ。)(以下「一時預かり事業等」と いう。)に基づき市町村等が実施する一時預かり事業に限る。以下同じ。)による支援を 受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して、その一部 を補助する事業。

#### (2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

## (3) 事業の対象となる一時預かり事業

事業の対象となる一時預かり事業は、「一時預かり事業実施要綱」の「4. 実施方法」 に定める事業類型のうち、次の①から④に該当する一時預かり事業とする。ただし、「緊 急一時預かり」を除く。

- ① 4 (1) に定める「一般型」
- ② 4 (4) に定める「余裕活用型」
- ③ 4 (5) に定める「居宅訪問型」
- ④ 4 (6) に定める「地域密着Ⅱ型」

## (4) 事業の対象者

事業の対象者は、一時預かり事業等による支援を受けた児童の保護者であって、次の ①から④のいずれかに該当する者とする。

- ① 一時預かり事業等による支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第 14号)第6条第1項に規定する被保護者である場合
- ② 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第2 26号)の規定による市町村民税を課されない者である場合(①に掲げる者を除く。)
- ③ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による 市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した(以下「市 町村民税所得割合算額」という。)が7万7,101円未満である場合(①及び②に掲げ る者を除く。))
- ④ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、 その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者 の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時預かり事業等の利用を促した者であっ

道要綱改正前

# 一時預かり利用者負担軽減事業

#### 1 事業の目的

別添13

保育所等を利用していない家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援 を受けることが重要になっている中で、保護者の疾病や冠婚葬祭といった急な預かり二一 ズへの対応だけではなく、保護者の子育てに関する心理的・身体的負担を軽減する目的も 含めた一時預かり事業の利用を促進することが求められている。

このため、所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等(以下「低所得世帯等」とい う。)における一時預かり事業の利用者負担を軽減することにより、低所得世帯等の一時預 かり事業の利用の促進を図り、もってすべての児童の健やかな成長を支援することを目的 とする。

#### 2 事業の内容

## (1) 事業内容

低所得世帯等の児童が、一時預かり事業(「一時預かり事業実施要綱」(「一時預かり事 業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第1 1号)の別紙)に基づき市町村等が実施する一時預かり事業に限る。以下同じ。)による 支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して、そ の一部を補助する事業。

## (2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

## (3) 事業の対象となる一時預かり事業

事業の対象となる一時預かり事業は、「一時預かり事業実施要綱」の「4. 実施方法」 に定める事業類型のうち、次の①から④に該当する一時預かり事業とする。ただし、「緊 急一時預かり」を除く。

- ① 4 (1) に定める「一般型」
- ② 4 (4) に定める「余裕活用型」
- ③ 4 (5) に定める「居宅訪問型」
- ④ 4 (6) に定める「地域密着Ⅱ型」

## (4) 事業の対象者

事業の対象者は、一時預かり事業による支援を受けた児童の保護者であって、次の① から4のいずれかに該当する者とする。

- ① 一時預かり事業による支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第1 4号)第6条第1項に規定する被保護者である場合
- ② 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第2 26号)の規定による市町村民税を課されない者である場合(①に掲げる者を除く。)
- ③ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による 市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した(以下「市 町村民税所得割合算額」という。)が7万7.101円未満である場合(①及び②に掲げ る者を除く。))
- ④ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、 その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者 の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時預かり事業の利用を促した者であって、

て、一時預かり事業等に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合 (アかウに掲げる者を除く。)

(5) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

3 一時預かり事業等を行う者による代理請求・代理受領について

市町村は、一時預かり事業等を行うもの(以下「事業者」という。)に対して、あらかじめ2(4)に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該事業者に支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

#### 4 補助基準額·補助率

(1)補助基準額

補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- ① 2 (4) ①に定める対象者 児童 1 人当たり日額 3,000 円
- ② 2(4)②に定める対象者 児童 1人当たり日額 2,400円
- ④ 2 (4) ③に定める対象者 児童 1 人当たり日額 2.100 円
- ⑥ 2 (4) ④に定める対象者 児童 1 人当たり日額 1,500 円
- (2)補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

5 対象経費

扶助費、補助金、負担金、委託料

6 留意事項

2(4)イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。このため、保育料と同様に、当該年度の4月から8月までは前年度の市町村民税により、9月以降は当該年度の市町村民税により判定する場合のほか、通年分を4月現在の市町村民税をもって判定するなどの場合も国庫補助の対象とする。

て、一時預かり事業等に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合(①か③に掲げる者を除く。)

(5)(略)

3 一時預かり事業等を行う者による代理請求・代理受領について

市町村は、一時預かり事業等を行うもの(以下「事業者」という。)に対して、あらかじめ2(4)に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該事業者に支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

4 (略)

5 対象経費

扶助費、補助金、負担金、委託料

6 (略)

一時預かり事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合 (①か③に掲げる者を除く。)

(5) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

3 一時預かり事業を行う者による代理請求・代理受領について

市町村は、一時預かり事業を行うもの(以下「事業者」という。)に対して、あらかじめ 2 (4)に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該事業者に支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

4 補助基準額・補助率

(1)補助基準額

補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- ① 2 (4) ①に定める対象者 児童 1 人当たり日額 3,000 円
- ② 2 (4) ②に定める対象者 児童 1 人当たり日額 2,400 円
- ③ 2 (4) ③に定める対象者 児童 1 人当たり日額 2.100 円
- ④ 2 (4) ④に定める対象者 児童 1 人当たり日額 1,500 円
- (2)補助率

国1/3、道1/3、市町村1/3

5 対象経費

扶助費、補助金、負担金

6 留意事項

2 (4) ②及び③に定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合 算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。このため、保育料と 同様に、当該年度の4月から8月までは前年度の市町村民税により、9月以降は当該年度 の市町村民税により判定する場合のほか、通年分を4月現在の市町村民税をもって判定す るなどの場合も国庫補助の対象とする。

国安心こども基金管理運営要領(令和5年 12 月1日改正)	道要綱改正後	道要綱改正前
別添38	別添 1 4 (略)	別添 1 4
妊婦訪問支援事業		妊婦訪問支援事業
1 事業の目的		1 事業の目的
若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、孤立した育児に陥るなど		若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、孤立した育児に陥るな
育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪		ど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を
問し、継続的に妊婦の状況を把握することにより虐待リスク等の高い妊婦を早期に発見し、		訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することにより虐待リスク等の高い妊婦を早期に発見
適切な支援につなげることを目的とする。		し、適切な支援につなげることを目的とする。
2 事業内容		2 事業内容
若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧があ		若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧が
る妊婦や妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に妊婦の状況を把握することが必要な妊婦の		ある妊婦や妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に妊婦の状況を把握することが必要な妊婦
家庭を訪問し、妊婦の状況を把握する。また、妊婦の状況に応じて、妊婦健康診査の受診を		の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握する。また、妊婦の状況に応じて、妊婦健康診査の受
促すとともに、産前・産後サポート事業等必要な支援に繋ぐ。		診を促すとともに、産前・産後サポート事業等必要な支援に繋ぐ。
3 対象者		3 対象者
(1) 若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧が		(1) 若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧が
ある妊婦		ある妊婦
(2) 妊婦健診未受診の妊婦		(2) 妊婦健診未受診の妊婦
(3)その他、継続的に状況を把握することが必要な妊婦		(3) その他、継続的に状況を把握することが必要な妊婦
4 事業の実施主体		4 事業の実施主体
市町村		市町村
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。		なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。
5 事業の実施期限		5 事業の実施期限
令和6年3月31日とする。		令和6年3月31日とする。
6 補助基準額・補助率		6 補助基準額・補助率
(1)補助基準額		(1)補助基準額
① 活動費 訪問 1 件あたり 9,080 円		① 活動費 訪問 1 件あたり 9,080 円
② 民間へ委託する場合の事業費 年額 564,000円		② 民間へ委託する場合の事業費 年額 564,000円
(2)補助率		(2)補助率
国1/2、市町村1/2		国1/2、市町村1/2
7 対象経費		7 対象経費
妊婦訪問支援事業を実施する場合に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし、会計年		妊婦訪問支援事業を実施する場合に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし、会計年
度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消		度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消
耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用		耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用
料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金等		料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金等
8 留意事項		8 留意事項
(1)妊婦の家庭を訪問する者は、助産師、保健師、看護師、その他本事業を実施するに当た り市町村が適当と認める者とする。		(1)妊婦の家庭を訪問する者は、助産師、保健師、看護師、その他本事業を実施するに当た り市町村が適当と認める者とする。
(2)妊婦の状況に応じ、子育て世代包括支援センターや、要保護児童対策地域協議会等を通		(2)妊婦の状況に応じ、子育て世代包括支援センターや、要保護児童対策地域協議会等を通
じて、関係者や関係機関と連絡調整の上、必要な支援を提供するものとする。		じて、関係者や関係機関と連絡調整の上、必要な支援を提供するものとする。

# 国安心こども基金管理運営要領(令和5年12月1日改正) 道要綱改正前 道要綱改正後

別添39

#### 特定妊婦等支援整備事業

## 1 事業の目的

予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦(以下、特定妊婦等という)に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備等に要する費用の一部を支援することにより、特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備を目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 事業内容

特定妊婦等に対して、必要な支援を受けながら、安心して妊娠・出産、産後の生活等を考えることができる居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

(2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村(以下、 都道府県等という。)

(3)整備対象施設の設置主体(事業者)都道府県等又は都道府県等が適当と認めた者

#### 3 補助基準額・補助率等

#### (1) 補助基準額

(	1 / 州功圣平镇		
種目補助基準額		補助基準額	
	本体工事	1 世帯当たり 9,378,000 円	
	特殊附帯工事	1 施設当たり 18,097,000円	
	地域交流スペース加算	1 施設当たり 13, 218, 000円	
	解体撤去工事	1 世帯当たり 453,000 円	
	仮設施設整備工事	1 世帯当たり 826,000 円	

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保 育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成 事第423号)を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」 (令和5年8月22日こ成事第435号)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。
- ※ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額(地域交流スペースを除く)に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

別添15

#### 特定妊婦等支援整備事業

1 (略)

2 (略)

3 補助基準額・補助率等

#### (1)補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1世帯当たり <u>9,378</u> 千円
特殊附帯工事	1 施設当たり <u>18,097</u> 千円
地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>13, 218</u> 千円
解体撤去工事	1世帯当たり <u>453</u> 千円
仮設施設整備工事	1世帯当たり 826千円

- 、 (吸)
- ※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保 育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成 事第423号)を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(令和 5年8月22日こ成事第435号)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。
- ※ (略)

(2)(略)

(3)(略)

別添15

#### 特定妊婦等支援整備事業

## 1 事業の目的

予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦(以下、特定妊婦等という)に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備等に要する費用の一部を支援することにより、特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備を目的とする。

# 2 事業の内容

(1) 事業内容

特定妊婦等に対して、必要な支援を受けながら、安心して妊娠・出産、産後の生活等を考えることができる居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

(2) 事業の実施主体

市及び福祉事務所設置町村(以下、市等という。)

- (3) 整備対象施設の設置主体(事業者) 市等又は市等が適当と認めた者
- 3 補助基準額・補助率等

# (1)補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1世帯当たり <u>8,708</u> 千円
特殊附帯工事	1 施設当たり <u>16, 804</u> 千円
地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>12, 273</u> 千円
解体撤去工事	1世帯当たり <u>421</u> 千円
仮設施設整備工事	1世帯当たり <mark>767</mark> 千円

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工 事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して 整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(平成 20年6月12日雇児発第0612008号)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。
- ※ 豪雪地帯対策特別措置法 (昭和37年法律第73号) 第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域又は離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、基準額(地域交流スペースを除く)に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)
- (2)補助率

国2/3、市等1/12、事業者1/4

(3)補助対象事業(整備区分)

#### (2)補助率

国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

#### (3)補助対象事業(整備区分)

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等(その他、民間資金等の活用による公 共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規 定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市 町村が買収する事業を含むものとする。)

#### 4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に 完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいず れか早い日とする。

## 5 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工
	事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗
	品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額
	は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とす
	る。以下同じ)。
	ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途
	交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費
	には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認めら
	れる購入費等を含む(以下同じ。)。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する
加算	整備であって、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 435 号こども家庭庁
	成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域
	福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備
	について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事
	請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に
び仮設施設整備工	必要な賃借料、工事費又は工事請負費
事費(改築・大規模	
修繕等の場合が対	
象)	
※ 大規模修繕等につい	
ては、仮設施設整備工事	
費のみ対象	

# 6 留意事項

- (1) 次に掲げる費用については、対象としない。
  - ① 土地の買収又は整地に関する費用
  - ② 既存の建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
  - ③ 職員の宿舎に要する費用
  - ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

4 (略)

#### 5 対象経費

種目	対象経費	
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(エ	
	事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗	
	品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額	
	は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とす	
	る。以下同じ)。	
	ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途	
	交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費	
	には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認めら	
	れる購入費等を含む(以下同じ。)。	
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費	
地域交流スペース	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する	
加算	整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号こども家庭庁	
	成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域	
	福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備	
	について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事	
	請負費及び工事事務費	
解体撤去工事費及	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に	
び仮設施設整備工	必要な賃借料、工事費又は工事請負費	
事費(改築・大規模		
修繕等の場合が対		
象)		
※ 大規模修繕等につい		
ては、仮設施設整備工事		
費のみ対象		

## 6 留意事項

- (1) 次に掲げる費用については、対象としない。
  - ① 土地の買収又は整地に関する費用
  - ② 既存の建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
  - ③ 職員の宿舎に要する費用
  - ④ その他施設整備費として適当と認められない費用
- (2) この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>こども家庭庁</u>所管補助金等の交付を受け 取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等(その他、民間資金等の活用による 公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の 規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を 市町村が買収する事業を含むものとする。)

#### 4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

# 5 対象経費

種目	対象経費		
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(		
	事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗		
	品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額		
	は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とす		
	る。以下同じ)。		
	ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途		
	交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費		
	には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認めら		
	れる購入費等を含む(以下同じ。)。		
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費		
地域交流スペース	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する		
加算	整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号		
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施		
	設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース		
	(地域交流スペース) の整備について」に定める基準に適合する		
	整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費		
解体撤去工事費及	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に		
び仮設施設整備工	必要な賃借料、工事費又は工事請負費		
事費(改築・大規模			
修繕等の場合が対			
象)			
※ 大規模修繕等につい			
ては、仮設施設整備工事			
費のみ対象			

# 6 留意事項

- (1)次に掲げる費用については、対象としない。
  - ① 土地の買収又は整地に関する費用
  - ② 既存の建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
  - ③ 職員の宿舎に要する費用
  - ④ その他施設整備費として適当と認められない費用
- (2) この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>厚生労働省</u>所管一般会計補助金等の交付 を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月

- (2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、こども家庭庁又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。
- (3)「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。
- 事第331号・こ支虐第69号 「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。
- (3)「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(令和5年8月22日こ成事第370号こ ども家庭庁長官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。
- 17日雇児発第0417001号 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分に ついて」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環 境部社会福祉課に事前に相談すること。
- (3)「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(平成20年6月12日厚生労働省発 雇児第0612001号厚生労働省事務次官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。

国安心こども基金管理運営要領(令和5年12月1日改正)	道要綱改正後	道要綱改正前
別添40	別添 1 6 (略)	別添 1 6
特定妊婦等支援臨時特例事業		特定妊婦等支援臨時特例事業
1 事業の目的		1 事業の目的
予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦(以下、特定妊婦等という)に対し		予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦(以下、特定妊婦等という)に対し
て、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を		て、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を
送ることができる居場所の提供等を行うことで、支援が必要な妊産婦等が安心した生活を		送ることができる居場所の提供等を行うことで、支援が必要な妊産婦等が安心した生活を
行うことができるよう支援する。		行うことができるよう支援する。
2 事業の実施主体		2 事業の実施主体
が		市及び福祉事務所設置町村(以下、市等という。)
道府県等という。)		
なお、3の(1)及び3の(2)②の事業については全部又は一部を、3の(2)①の事		なお、3の(1)及び3の(2)②の事業については全部又は一部を、3の(2)①の事
業については一部を、都道府県等が認めた者への委託等を行うことができる。		業については一部を、市等が認めた者への委託等を行うことができる。
3 事業の内容		3 事業の内容
(1)特定妊婦等支援事業		(1)特定妊婦等支援事業
************************************		サ定妊婦等が通所または入所により安心して生活を行うことのできる居場所を提供
し、特定妊婦等が抱える妊娠・出産、出産後の生活に係る不安等に対する相談支援や、看		し、特定妊婦等が抱える妊娠・出産、出産後の生活に係る不安等に対する相談支援や、看
護師等の専門性を活かした助言等を行うとともに、医療機関等その他関係機関へのつな		護師等の専門性を活かした助言等を行うとともに、医療機関等その他関係機関へのつな
ぎの支援を実施する。(※1)		ぎの支援を実施する。(※1)
なお、実施事業所は児童相談所・市町村・医療機関・母子生活支援施設・就業支援機関		なお、実施事業所は児童相談所・市町村・医療機関・母子生活支援施設・就業支援機関
等の関係機関と情報共有を行い、連携して支援を行うこと。		等の関係機関と情報共有を行い、連携して支援を行うこと。
あわせて、特定妊婦等がメンタルケア等の心理的支援や法律相談支援が必要な場合に		あわせて、特定妊婦等がメンタルケア等の心理的支援や法律相談支援が必要な場合には
は必要に応じて嘱託契約その他方法により支援を行う。		必要に応じて嘱託契約その他方法により支援を行う。
① 実施場所		① 実施場所
母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設、医療機関、その他都道府県等が妊産婦		母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設、医療機関、その他市等が妊産婦支援を
支援を行う場所として適当と認めた場所(空き家や賃貸物件の活用を含む。)		行う場所として適当と認めた場所(空き家や賃貸物件の活用を含む。)
② 実施体制		② 実施体制
支援の実施に当たり、以下の(i)~(iii)の職員を配置して行う支援のほか、必		支援の実施に当たり、以下の(i)~(iii)の職員を配置して行う支援のほか、必
要に応じて(iv)の支援を行う。		要に応じて(iv)の支援を行う。
( i ) 支援コーディネーター(管理者)		(i) 支援コーディネーター(管理者)
・ 特定妊婦等に対する妊娠・出産に関する不安や葛藤に関する相談支援や、出産後		ア 特定妊婦等に対する妊娠・出産に関する不安や葛藤に関する相談支援や、出産
自立するまでの間安心して過ごす居場所の提供等、特定妊婦等への支援に関するマ		後自立するまでの間安心して過ごす居場所の提供等、特定妊婦等への支援に関す
ネジメントの実施		るマネジメントの実施
・ 児童相談所や市町村、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携や支援計画の		イ 児童相談所や市町村、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携や支援計画
策定(※2、3)		の策定 (※2、3)
・ その他、看護師等や母子支援員と連携した特定妊婦等への支援の実施		ウ その他、看護師等や母子支援員と連携した特定妊婦等への支援の実施
(ii) 看護師、助産師、保健師(以下、看護師等という。)		(ii) 看護師、助産師、保健師(以下、看護師等という。)
<ul><li>専門性を活かした出産に向けた身体と心のケアや体調管理等の医療的な支援の実</li></ul>		ア 専門性を活かした出産に向けた身体と心のケアや体調管理等の医療的な支援
施		の実施
<ul><li>産科医療機関への同行支援等の産科受診等支援</li></ul>		イ 産科医療機関への同行支援等の産科受診等支援
<ul><li>その他、支援コーディネーターや母子支援員と連携した特定妊婦等への支援の実</li></ul>		ウ その他、支援コーディネーターや母子支援員と連携した特定妊婦等への支援
施		の実施
(iii)母子支援員		(iii)母子支援員
・ 特定妊婦等への家事・育児等の日常生活上の援助の実施		ア 特定妊婦等への家事・育児等の日常生活上の援助の実施
・ 出産後の母子の自立に向けた相談支援や、行政手続の同行支援、就労支援機関へ		イ 出産後の母子の自立に向けた相談支援や、行政手続の同行支援、就労支援機関
の同行支援の実施		への同行支援の実施

- ・ その他、支援コーディネーターや看護師等と連携した特定妊婦等への支援の実施
- (iv) 心理療法連携支援·法律相談連携支援
- ・ メンタルケア等の心理的支援や配偶者とのトラブル等法律相談支援が必要 な特 定妊婦等に対して、嘱託契約その他適切な方法による支援の実施
- (※1) 特定妊婦等の健康状況等を勘案して、通所が困難な場合には、事業の実施に 携わる支援コーディネーターや看護師等、母子支援員などが訪問して支援を実 施するよう努めること。
- (※2)支援計画とは、支援実施事業所における支援対象者への支援内容を中心に考えたものとする。
- (※3) 支援計画の策定にあたっては、特定妊婦等の意向も十分に確認すること。また、策定の中で特定妊婦等が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡し、児童相談所において対応すること。
- (2) 特定妊婦等の実態把握・関係機関連携事業

事業の実施にあたっては、以下の①及び②の取り組みを実施するものとする。

- ① 特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦の支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催
- (i)実施主体は、都道府県等、特定妊婦等支援事業所、医療機関、福祉支援機関、就 労支援機関等の関係機関が協議を行う場を設置し、各地域における特定妊婦等の支 援を必要とする妊産婦への支援に必要な事項の協議を実施する。
- (ii) 連絡協議会は年4回以上を目途として開催するものとする。
- (iii) 報告された実態調査の結果に基づき、実施主体における特定妊婦等の支援の体制 の評価・検討を行うとともに支援ニーズに則した支援体制の構築を検討すること。
- ② 都道府県等が特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施

事業の実施にあたっては、以下の(i)~(iii)を実施するものとする。

- (i) 実態調査やヒアリングの実施にあたっては、以下の項目を参考とし、各地域の実情を考慮した上で連絡協議会にて項目を策定するものとする。
  - (a) 特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦数
  - (b) 支援を必要とする妊産婦を把握した方法
  - (c) 支援ニーズ
  - (d) 支援を必要とする妊産婦の相談内容(出産支援、就労支援、中絶後のメンタルケアなど)
  - (e) 支援実施後の連携先等(母子生活支援施設入所など)
  - (f) 公的なサポートへの意見·要望
  - (g) その他、各地域における特定妊婦等への支援に必要な情報
- (ii) 調査方法は各地域の実情に応じたものとすること。ただし、特定妊婦や支援実施 事業所が回答を行うことが困難とならないよう留意すること。
- (iii) 実態調査により得られた結果は、連絡協議会に報告すること。
- 4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

- 5 補助基準額・補助率
- (1)補助基準額
- ① 特定妊婦等支援事業
- (i)基本分 1施設当たり 30,979 千円
- (ii) 心理療法連携支援 1施設当たり 887千円

- ウ その他、支援コーディネーターや看護師等と連携した特定妊婦等への支援の実施
- (iv) 心理療法連携支援·法律相談連携支援

メンタルケア等の心理的支援や配偶者とのトラブル等法律相談支援が必要な特定妊婦等に対して、嘱託契約その他適切な方法による支援の実施

- (※1) 特定妊婦等の健康状況等を勘案して、通所が困難な場合には、事業の実施 に携わる支援コーディネーターや看護師等、母子支援員などが訪問して支援 を実施するよう努めること。
- (※2) 支援計画とは、支援実施事業所における支援対象者への支援内容を中心に 考えたものとする。
- (※3)支援計画の策定にあたっては、特定妊婦等の意向も十分に確認すること。 また、策定の中で特定妊婦等が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域 を管轄する児童相談所に連絡し、児童相談所において対応すること。
- (2) 特定妊婦等の実態把握・関係機関連携事業

事業の実施にあたっては、以下の①及び②の取り組みを実施するものとする。

- ① 特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦の支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催
- (i)実施主体は、市等、特定妊婦等支援事業所、医療機関、福祉支援機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場を設置し、各地域における特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦への支援に必要な事項の協議を実施する。
- (ii) 連絡協議会は年4回以上を目途として開催するものとする。
- (iii) 報告された実態調査の結果に基づき、実施主体における特定妊婦等の支援の体制の評価・検討を行うとともに支援ニーズに則した支援体制の構築を検討すること
- ② 市等が特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施

事業の実施にあたっては、以下の(i)~(iii)を実施するものとする。

- (i)実態調査やヒアリングの実施にあたっては、以下の項目を参考とし、各地域の実情を考慮した上で連絡協議会にて項目を策定するものとする。
  - a. 特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦数
- b. 支援を必要とする妊産婦を把握した方法
- c. 支援ニーズ
- d. 支援を必要とする妊産婦の相談内容(出産支援、就労支援、中絶後のメンタルケアなど)
- e. 支援実施後の連携先等(母子生活支援施設入所など)
- f. 公的なサポートへの意見·要望
- g. その他、各地域における特定妊婦等への支援に必要な情報
- (ii) 調査方法は各地域の実情に応じたものとすること。ただし、特定妊婦や支援実施 事業所が回答を行うことが困難とならないよう留意すること。
- (iii) 実態調査により得られた結果は、連絡協議会に報告すること。
- 4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

- 5 補助基準額・補助率
- (1)補助基準額
  - ① 特定妊婦等支援事業
  - (i)基本分 1施設当たり 30,979千円
  - (ii) 心理療法連携支援 1施設当たり 887千円

(iii) 法律相談連携支援 1施設当たり 887千円

(iv) 開設準備費支援 1施設当たり 4,000千円(上限額)

(v)賃借料支援 1施設当たり 3,000千円(上限額)

② 特定妊婦等の実態把握・関係機関連携事業 1 市等当たり 5,085 千円

## (2)補助率

国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1 / 2 国 1 / 2、道 1 / 4、市及び福祉事務所設置町村 1 / 4(市及び福祉事務所設置町村 が実施する場合)

## 6 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費(消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、 会議費、光熱水費)、改修費、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告費、保険料)、報 償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

## 7 留意事項

他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

(iii) 法律相談連携支援 1施設当たり 887千円

(iv) 開設準備費支援 1施設当たり 4,000千円(上限額)

(v)賃借料支援 1施設当たり 3,000千円(上限額)

② 特定妊婦等の実態把握・関係機関連携事業 1 市等当たり 5,085 千円

## (2)補助率

① 指定都市・中核市・児童相談所設置市が実施する場合 国1/2、指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

② ①以外の市及び福祉事務所設置町村が実施する場合 国1/2、道1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4

# 6 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費(消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、改修費、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告費、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

# 7 留意事項

他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。